

投資事業有限責任組合に関する法律施行令の一部を
改正する政令（案）に対する意見公募要領

令和6年11月5日
経済産業省
経済産業政策局
産業組織課

1. 意見公募の趣旨・目的・背景

第213回通常国会において、「新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」といいます。）が成立し、これにより投資事業有限責任組合契約に関する法律（以下「LPS法」といいます。）が改正されました。この改正により、投資事業有限責任組合は、事業者のために発行される暗号資産の取得及び保有を組合の事業として行うことができるようになります（この改正を「改正LPS法（暗号資産関係）」といいます。）。

改正LPS法（暗号資産関係）は、改正法の公布の日から起算して1年以内に施行されることとされておりますので（改正法附則第1条第2号）、これに先立ち、改正LPS法（暗号資産関係）の施行に伴い必要となる投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令の改正を行います。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を頂戴したく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見をくださいますようお願い申し上げます。

2. 意見公募の対象

「投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令の一部を改正する政令案」

3. 資料の入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- (2) 窓口での配布

経済産業省経済産業政策局産業組織課
（東京都千代田区霞が関 経済産業省本館7階）

4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年11月5日（火）～令和6年12月5日（木）必着

5. 意見提出先・提出方法

別紙の「「投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」に対する意見」（以下「意見提出用紙」といいます。）に日本語で記入の上、次のいずれかの方法により御提出ください。なお、電話での御意見の御提出はお受けいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

- (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」
電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
の意見提出フォームから御提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に氏名、住所、連絡先及び御意見を記入の上、以下の住所宛にお送りください。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省経済産業政策局産業組織課

パブリックコメント担当 宛て

(3) 電子メール

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、これを以下のメールアドレス宛ての電子メールに添付してお送りください。当該電子メールの件名は、「投資事業有限責任組合会計規則（案）に対する意見」としてください。

メールアドレス： bzl-soshikikaLPS★meti.go.jp

※ 迷惑メール防止のため、「@」を「★」と表示しております。送信の際には、「★」を「@」（半角）に変更してください。

6. その他

皆様から頂戴した御意見は、今後の検討の際に参考とさせていただきます。頂戴した御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨を御了承ください。

頂戴した御意見は、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所及び連絡先を除き、すべて公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。ただし、頂戴した御意見の中に、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項。以下同じ。）の含まれている箇所がある場合及び頂戴した御意見に個人・法人等の財産権等を害するおそれのある箇所が認められる場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見提出用紙に御記載いただいた氏名及び連絡先等の個人情報は、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等における連絡・確認といった、この意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

